

社会保険労務士

## ALL たま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832  
 柏市北柏3-5-4日暮ビル6F  
 電話：04-7164-1283 FAX：04-7164-1284  
 e-mail:tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

## 「年次有給休暇」に関する最近の動向

### ◆昨年の取得率は約 47%

厚生労働省の発表によると、企業が昨年（2012年）、社員に付与した年次有給休暇（年休）は平均 18.3 日で前年と同でしたが、社員が実際に取得した日数は平均 8.6 日（前年 9.0 日）に減少し、取得率も 47.1%（同 49.3%）に低下したことがわかりました。

また、時間単位の年休が取得できる制度のある企業の割合は 11.2%（同 8.8%）と若干増えたものの、全体の 1 割程度しかないことがわかりました。

さらに、内閣府の調査からは、年休の取得が進まないのは、上司の意識（取得する部下を「仕事より自分の予定を優先」等と否定的に考える）が原因である実態が明らかになりました。

### ◆「年次有給休暇算定の基礎となる全労働日の取扱い」の改正

年休に関連して、注意が必

要な通達の変更が行われています。これは、裁判により解雇無効が認められた労働者が、復職後に年休取得を請求して入社しなかったところ、会社がその期間を欠勤として取り扱い、その分の賃金を支払わなかったこと等に関する最高裁の判決があったことによります。

労働基準法では、雇入れの日から 6 カ月の継続勤務期間またはその後の各 1 年度において全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、翌年度に決まった日数の年休を与えなければならないと定められています。

この出勤率の計算根拠について、「労働者が使用者の正当な理由のない就労拒否によって就労することができなかった日」を、年休の発生要件である全労働日に含まれると解釈したのがこの最高裁判決です。

この判決が出たことを受け、厚生労働省は、年休算定の基礎となる全労働日の取扱いを変更しました。具体的には、労働者の責に帰すべき事

由によるとはいええない不就労日は、出勤率の算定にあたっては出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれるとしたのです。

### ◆規定の見直しを

解雇した労働者が復職した場合や、私傷病休職後の復職を認めずに退職扱いとした後に復職した場合などは、年休の出勤率の計算に影響がある可能性がありますので、注意が必要です。

また、就業規則で年休に関する出勤率の計算方法を定めている場合には、規定の見直しが必要になる場合もありますので、確認が必要でしょう。

## 平成 27 年度就活解禁！今年の動向は？

### ◆中堅・中小企業での求人が増加傾向

12月1日、いよいよ平成 27 年春に卒業予定学生の就職・採用活動が解禁になりました。

現在、中堅・中小企業の採用のスタンダードとなりつつ

ある『リクナビ』の掲載状況を見ると、掲載社数は12月1日時点で前年比26%増の9,237社。

特に中堅・中小企業の掲載数の増加が目立っており、企業の採用担当者や大学のキャリアセンターなどの多くは「企業の採用意欲が高まっている」と見ているようです。

なお、今の大学2年生（平成28年春卒業）の代からは、就職・採用活動の解禁は3年生の3月となることとなっており、面接などの選考開始は現在の「4年生の4月」から「4年生の8月」に後ろ倒しされる予定です。

#### ◆そうは言っても厳しいのが現実

しかし、これは決して、「企業の採用基準が緩和される」ということではありません。

「採用計画数を下回ったとしても、採用基準は下げず、基準を満たした学生しか選ばない」という採用担当者の声も多く、やはり「狭き門」であることには違いありません。

#### ◆「即戦力志向」は変わらない

また、最近の流れとして、「新卒でも即戦力を！」という意思表示を明確にする企業が増えています。今年もその流れは変わっていません。

そうした流れを受けて、正規授業で、電話の取次ぎやアポイントの入れ方、商談の進

め方といった営業のノウハウを教える（単位を与える）大学も増えています。

このあたりの能力を備えているかどうかは大きな判断材料の1つとなることが想定されています。

#### 1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

##### 10日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]  
※ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、25年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

##### 20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分> [郵便局または銀行]

##### 31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

#### 本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（移動）申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]